

総務委員会資料

令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第85号

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年8月30日
総務企画局

川崎市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市職員の分限に関する条例 昭和26年10月18日条例第45号 <u>(降給の種類)</u> <u>第1条の3 降給の種類は、法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格（職員に意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）とする。</u> <u>(降任、免職、休職及び降給)の手続)</u> 第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、指定医師をして予め診断を行わせなければならない。 2 職員に意に反する降任、免職、休職<u>又は降給</u>の処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。 附 則 <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「及び川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）附則第33項の規定による降給とする」とする。</u> <u>3 第2条第2項の規定は、給与条例附則第33項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	○川崎市職員の分限に関する条例 昭和26年10月18日条例第45号 <u>(新設)</u> <u>(降任、免職及び休職)の手続)</u> 第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、指定医師をして予め診断を行わせなければならない。 2 職員に意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を、当該職員に交付して行わなければならない。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>